

令和8年度甲賀市議会広報広聴委員会意見交換会実施要綱

1 趣旨

甲賀市議会広報広聴委員会規程（令和3年議会訓令第2号）第7条の規定に基づき、甲賀市議会広報広聴委員会（以下「委員会」という。）が実施する意見交換会（以下「会」という。）について、必要な事項を定める。

2 実施の決定

- (1) 委員会は、募集期間を定め募集する。
- (2) 議長は、団体等から意見交換会実施申込書の提出があった場合、委員長と協議のうえ、実施の可否を決定する。
- (3) 会は、原則として募集年度内に実施する。
- (4) 会は、原則公開とし、傍聴を可能とする。
- (5) 実施を決定した会は、あらかじめ編成された広聴部会の班が担当して実施する。

3 実施内容等

- (1) 会は、公益性を有するテーマを設定して実施するものとし、次に掲げる事項を対象とする。
 - ア 市政に関すること（市の施策、地域課題に関すること）
 - イ 市議会に関すること（議会活動、議会運営、広報広聴に関すること）
 - ウ その他委員会が必要と認める事項
- (2) 実施を担当する班長は、実施日時及び実施場所、内容の詳細について、団体等の代表者と協議し決定する。

4 運営方法

- (1) 進行は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 開会あいさつ
 - イ 出席者紹介
 - ウ テーマの趣旨説明
 - エ 意見交換
 - オ 閉会あいさつ
- (2) 司会者及び記録者は、班において協議し、班長及び班員の中から決定する。ただし、司会者については申込団体等の構成員に依頼することができる。
- (3) 会は、参加者が互いの意見を尊重し、円滑な進行に務めるものとする。
- (4) 発言は、司会者の許可を得て行うものとする。
- (5) 傍聴者は、出席者の発言終了後、司会者の許可を得た場合に限り発言することができる。
- (6) 記録は、要点を整理して作成する。

5 実施報告

- (1) 委員長は、会の終了後、速やかに実施報告書を議長に提出する。
- (2) 実施報告書に基づく概要を市議会だより等に掲載する。

6 その他

この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で協議し、決定する。